

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-6209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

住宅ローン控除の対象となる土地借入金の範囲明らかに

Q：住宅ローン控除の対象となる土地の借入金の範囲が明らかになったようですが、対象となる土地の条件を教えてください。

A：建物の新築前の土地取得は、「新築の日前2年以内」に限る等の条件が付けられました。

【解説】

平成11年度の改正では、住宅ローン控除の拡充が行われ、家屋の敷地の用に供する土地等を取得するための借入金を、控除対象に含めることになりましたが、これには条件がつけられており、具体的に対象となるのは、次の借入金です。

- (1)住宅金融公庫、沖縄振興開発金融公庫、年金福祉事業団等からの借入金（新築の日前に土地等を取得した場合）
- (2)地方公共団体等からの借入金で建築条件が付されているもの
- (3)宅地建物取引業者との間で建物の請負工事契約（分譲契約締結後3カ月以内）が成立している場合の借入金
- (4)その他の借入金で新築の日前2年以内に土地を取得した場合で、家屋についての抵当権の設定がされているもの

また、借入金が社内融資による場合についても、金融機関等からの借入金の場合の要件とはほぼ同様の要件が付けられています。

